

毛呂山町における「女性の人権」に関する教育の推進について

毛呂山町教育委員会生涯学習課 横溝 明彦

1 はじめに

毛呂山町は埼玉県の南西部に位置し、秩父山地と関東平野が接する、いわゆる八王子構造線にまたがり、西部は山地、中央部及び東部が平地であり、西部の山地は標高300m～400mで外秩父山地の東縁部にあたる。また県立黒山自然公園の一部に含まれ、果樹園や畑が多く、自然環境に恵まれています。中央部及び東部一帯は、越辺川と高麗川の間にはさまれた標高60m前後の平地で、中央部には市街地が形成され、東部の低地は水田地帯となっている。

昭和30年に旧毛呂山町と川角村が合併し新しい毛呂山町が誕生、昭和55年に現在の毛呂山町役場庁舎が完成し、業務を始める。令和4年に鎌倉街道上道が国指定史跡に決定、令和7年に毛呂山町合併70周年を迎えた。

2 男女共同参画をとりまく毛呂山町の取組

毛呂山町では、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定し、以降、男女共同参画に関する意識啓発をはじめ、さまざまな施策を推進してきた。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受け、国や県で策定された男女共同参画基本計画を勘案し、平成15年には「もろやま男女共生プラン」を改定、平成16年に男女共同参画プラン策定のための住民意識調査の実施を行った。

現在は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の実現に向けた取り組みをさらに進めるため、令和7年度から16年度までを計画期間とする「第四次もろやま男女共同参画プラン」を策定し、計画の推進を図っている。この計画は、「第六次毛呂山町総合基本計画」の一つであり、関連する町の部門部計画と整合性を図り策定している。

3 女性の人権に関する具体的な取組

(1) 当課で所管する人権教育事業

生涯学習における人権教育は、町民一人一人が人権問題を正しく理解し、子どもから高齢者に至るまでお互いの人格を尊重しあえる「共生社会」の実現を目指し、多くの町民が、人権感覚を身に付けられるよう、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮がもてる人権教育を継続して推進している。

ア 生涯学習人権教育講座

様々な身近な人権課題をテーマとし、町内在住・在学・在勤の人を対象とする生涯学習人権教育講座「考えよう住みよい社会と人権課題」は平成25年より開催し、今年度で14回目の事業となる。町内施設での講演や視察研修を年8回実施している。

[令和7年度]

期 日：令和7年6月12日（木） 会場：毛呂山町役場

演 題：男女共同参画基礎講座 ～あらゆる場面にジェンダーの視点を～

講 師：With Youさいたま 男女共同参画専門員 黒須 さち子 氏

参加者：24名

[令和8年度]

期 日：令和8年6月10日（木） 会場：東公民館

演 題：男女共同参画基礎講座 災害・防災と男女共同参画について
講 師：With You さいたま 男女共同参画専門員 黒須 さち子 氏
定 員：40名

イ 人権教育指導者養成研修事業

社会教育関係団体の役員や町職員、教職員等の資質の向上を図ることを目的に、「人権教育指導者養成研修事業」を平成25年から開催し、今年度で14回目の事業となる。町内施設での講演や視察研修を年7回実施している。

(2) 男女共同参画に関する講演会

令和7年10月2日、毛呂山町役場にて男女共同参画アドバイザーの荻野 裕佳理 氏を講師に迎え、「ワーク・ライフ・バランス～いまむかし～」を開催した。講演では家族のあり方やライフスタイルの多様化に伴い、人生設計の理想も変化し、ワーク・ライフ・バランスは「ウェルビーイング」（良く生きること）を考えることにつながるという講演を実施した。

(3) 男女共同参画に関するアンケート調査

令和6年10月「男女共同参画に関するアンケート（総数1,000人・無作為抽出・男女500人ずつを対象）で、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方をどのように思うか調査したところ、令和6年度は「そう思わない」と回答した人が56.1%と、平成27年度の34.6%から21.5%増加し、「男は仕事、女は家庭」という考え方をする人が少なくなっている。

4 毛呂山町男女共同参画推進会議の取組

ア 「LGBTって何だろう？」

身体性の性別の自認が一致しない方や性的指向が同性や両方の性に向かうなど様々な方が一定数存在し、毛呂山町男女共同参画推進会議は、多様な生き方ができる「毛呂山町」を推進している。自分らしく生きていけるまちの実現に向けて、基礎知識を身につけ、理解し、自身の考えかた行動に、差別やハラスメントにつながるものはないかと、考えるきっかけとなるようチラシを作成しHP等に掲載している。

イ 毛呂山町立図書館

毛呂山町立図書館協力のもと、「性の多様性」について知るための本のリストを作成。多様な性のあり方を尊重し、誰もが自分らしく生きていける毛呂山町をめざす。一般書から児童書、絵本等の書籍121冊を所蔵している。

また、令和8年1月31日から3月1日まで「LGBTQ+ってなんだろう？」の展示を開催した。

5 成果と課題

女性を含む様々な人権に関する講義・視察研修を開催し、人権に関する研修会における理解度が参加者アンケートの結果、令和7年度の理解度は60.4%だった。こうした現状を受けて、令和11年度には理解度を80.0%となるよう人権意識を醸成するような研修会の実施、さらには町民の目に留まり手に取っていただけるような人権啓発品の作製・配布を推進していきたい。

外国人の人権を考える教育の推進について

飯能市立奥武蔵中学校 吉田 壮秀

1 本校の人権教育の基本的な考え

(1) 本校の概要

本校は飯能市の山間部に位置した「奥武蔵創造学園」という施設隣接型小中一貫校である。全校生徒は52名と少ないが、飯能市の小規模特認校制度を利用して、市内の各地から生徒が通学しており多様性に富んでいる。少人数の特性を生かし、全職員で全生徒を見守るという「チーム奥武蔵」の体制を組んでいる。

(2) 人権教育目標

一人一人が個人として尊重され、個性や能力を発揮でき、一人一人の良さを認め合い、共に学べる学校づくり

(3) 人権教育の重点

- ・ボランティア活動などの社会体験や自然体験、交流活動を通して、人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、正しい人権感覚を身につけ、様々な人権問題を解決しようとする生徒を育成する。
- ・「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる生徒を育成する。

2 具体的な取り組み

(1) 全体での取組

ア 人権集中授業の取組

本校は4月20日～5月15日（令和8年度）を人権集中指導月間と定め、各学年で人権について考える機会を設けている。この期間に1年生は「聲の形」、2年生は「めぐみ」の視聴、3年生は「バーンガ」という異文化コミュニケーションゲームを通して、多様性について考えるなど、各種人権課題について考えた。また、人権作文にも全校で取り組み、人権問題を解決しようとする態度を育んだ。

イ 「奥武蔵中人権宣言」の見直し

本校の人権宣言は令和元年度に設立されたが、時代の変化により、昨年度の生徒総会にて奥武蔵中人権宣言の見直しが提言され、どのような人権宣言にすべきかを各学年で話し合う機会を設けた。生徒の多くが主体的に話し合いに参加し、人権宣言を自分事として捉える様子が見られた。



(2) 人権に関する授業

ア 特別の教科道徳

【2学年】

「六千人の命のビザ」

ユダヤ人を救ったリトアニア領事代理 杉原 千畝さんの妻幸子さんが、夫へのレクイエム（鎮魂歌）として著した回想録に基づく教材である。授業後の感想には「自分には得がないのに、自分の体を傷めてまでビザを書き続け六千人の命を救ったことが印象に残っている」など、

外国人の人権も大切にする記述が見られた。

【3 学年】

「NHK番組「ココロ部！」外国から来た転校生」

NHK番組「ココロ部！」を基にした教材で、ブラジルからの転校生が校則で禁止されているピアスをつけていたことから、学級委員のコジマくんが文化や慣習の違いについて考える教材である。様々な文化や慣習を持つ人たちとの関わりについて、「お互いの国の文化をまずは知ることが大切だと思った」という意見や「自国も他国も文化を尊重すべきだ」といった意見など、外国人との関わりについての人権を意識した感想が見られた。

イ 外国語の授業

外国語の授業において、週に1回ALTとの交流を通して、外国の文化や生活について学んでいる。授業の中でALTの出身地であるフィリピンの文化や暮らしについて扱い、外国の文化に触れる機会となっている。また、外国で生活したことのある先生をゲストティーチャーとして招き関わることにより、外国の文化を尊重する態度を育てる一助となった。



ウ 人権感覚育成プログラムを活用した授業実践例

「多文化共生社会の中で生きる私たち～よりよい街づくりを目指して～」

(人権感覚育成プログラム 学校教育編 第2集)

本時では、身近な外国の文化を分析したり、外国人との関わり方について話し合ったりする活動を通して、他者の立場や想いに共感し、ともに協力しようと努力できるようにする態度を育成することをねらいとした。授業の中では、外国にある日本の文化や、日本にある外国の文化について考えた後、「自分が外国に行ったとき、よいと感じたり困ったりすることは何ですか」「外国人が日本に来て、よいと感じたり困ったりすること何ですか」「2つを比べて気づくことは何ですか」という質問について個人で考えた。その後グループで共有し、授業支援アプリケーションを用いて発表を行ったところ、「日本人も外国人も同じようなことで良いと感じたり困ったりする」と共感するコメントが見られた。授業後に記入した振り返りには、「お互いを思いやって理解することが大切だと感じた」といった意見や、「(自分がアメリカに行ったことがあり) みんな優しく接してくれたので自分が逆の立場でもそうできるようにしたい」といった意見など、共感的理解が随所に見られた。



3 成果と課題

人権教育集中指導月間の取組や、人権感覚育成プログラムを使用して、生徒が人権について考える機会を増やすことができた。それにより、多様な価値観の違いについて触れたり気づいたりすることができ、生徒の人権感覚の育成の一助となった。今後は、学校においてALTを始めとした外国人や、外国で生活したことがある人との関わりを増やし、体験的な学びを取り入れることで自分事として捉えられるよう、人権教育のより一層の充実を図っていきたい。

つながる輪で輝く笑顔

—家庭、地域、関係機関、民間企業との協働でわくわく楽しい幼稚園—

嵐山町立嵐山幼稚園 中島 未夢

1 本園の人権教育の基本的な考え

(1) 本園の概要

豊かな自然に囲まれた本園は、家庭や地域、関係機関、民間企業と協働した「チームらんざん」で全教育活動を通じて人権教育を推進している。絶滅危惧種サワトラノオの栽培活動から誕生したキャラクター「さわとらくん」をシンボルとして、協働でわくわくする教育活動を進めている。

「3つのめばえ」カルタを年中で暗唱すると共に、共通の行動目標として取り組んでいる。

(2) 人権教育の目標

友達となかよく遊び、心身ともに健やかな子供を育てる。相手の立場に立って考えることのできる子供を育てる。生命の尊さや大切さに気づかせる。



2 具体的な取組

(1) 人権感覚育成プログラムの実践

年長児が人権感覚育成プログラムに取り組む。アクティビティは、人間の尊厳、価値の尊重をねらいとしている「あなたにとって大切なものは？」である。4つのもの「ともだち、かぞく、しぜん、けんこう」の中から一つを選び、どうしてそれが一番大切なのかをグループや学級の友達に伝えるという内容である。「家族がいないと何もできない」「健康でないと大好きな外で遊べない」「友達がいないとさびしい」と様々な声があがった。友達の意見に耳を傾けた子供は、「それぞれ大切なものが違う」「みんな大切」という発表があり、「大切なものが違ってよい」という考えがまとめられた。相手を思いやる心を育てる取組となっている。

(2) 家庭や地域、関係機関、民間企業と協働で人権教育を推進

ア「ちょっとみて はっぱのうえにも ちいさないのち」埼玉県教育委員会「3つのめばえ」カルタ

(ア) 防災学習の取組

毎年度、年長児がいのちの教育として、「ぼうさい まちがいさがし きけんはっけん」の学習に取り組む。地震が起きている絵を見て、「ここがあぶない」「これはやってはいけない」などを話し合い、自分や友達、家族のいのちを守る方法を話し合う。当日は、社会福祉協議会、嵐山町赤十字奉仕団が5名来園し、子供たちの活動を見守り、赤十字奉仕団の取組を講話する。子供は、家庭に帰り家族で防災について話し合い、いのちを守るための約束をする。

(イ) 動物のお話

埼玉県こども動物自然公園副園長 田中 理恵子 氏に動物の話を聴く。コアラやハダカデバネズミ、クオッカなどの動物について、クイズを交えた話を聞く。子供が動物に興味をもち、「動物の子供も大切に育てられているんだな」と呟いた。

(ウ) オオムラサキの森探検

年長児は、町内のオオムラサキの森へ幼虫と成虫の観察に行く。幼虫は、エノキの木で育つことを知った。成虫の観察では、放蝶を見ることができた。子供は、「がんばれ！がんばれ！」と声かけをし、蝶が飛び立つ瞬間拍手が起った。



イ「しんせつは してもされても うれしいね」埼玉県教育委員会「3つのめばえ」カルタ

たくさんの人々の協力によって、子供たちは楽しい体験活動を行うことができています。体験の前に元気に挨拶をし、「ありがとうございます」「よろしくお願いします」と、気持ちを伝える。

(ア) 地域とともに園ファームで野菜の栽培

地域応援団の協力を得て季節の野菜を育てている。子供たちは、野菜の生長にわくわくしながら水やりや観察をし、作物を収穫し家庭に持ち帰る。家庭から、いろいろな野菜を食べられるようになったとの話に協力者が喜んでいる。春はジャガイモ、夏はキュウリ、ナス、トマト、オクラ、秋はサツマイモなどを収穫する。収穫時は、PTAボランティアが支援をする。

(イ) 中部環境保全会との連携

町内の土地改良区で町農政課、JA埼玉中央、環境保全会が協働でサツマイモの栽培をしている。10月に親子芋掘り体験をする。30名以上の地域支援者の協力により、サツマイモ掘りができ、できたての焼き芋を笑顔でほおぼる親子と地域の笑顔が輝く。

(ウ) 嵐山カントリー倶楽部での外遊び

青空の下、子供は広々としたゴルフ場を駆け回る。
バンカーで砂遊びをしたり斜面を転がったり大玉を転がしたりする。
「広いね!」「思い切り走ると気持ちがいいね」と子供たちは喜んでいる。
松ぼっくりを拾い集めて持ち帰り、園で遊ぶ。



ウ「おてがみが はじめてかけたよ あいうえお」埼玉県教育委員会「3つのめばえ」カルタ

(ア) 民間企業と連携した楮の栽培・紙漉き体験

年中児が和紙の原料となる楮を育て、12月に刈り取り、年長の6月に紙漉き体験ではがきを作る。子供は、おじいさんやおばあさんに思いを込めた手紙を書くことを楽しみにしている。



(3) 1円玉募金の取組

毎月1日を募金日と決め募金活動に取り組んでいる。子供は、海外の子供たちのために役立ててほしいと願い募金をしている。

1円玉の価値を認識するとともに数の概念を身に付ける機会ともなっている。関係機関や地域からも多くの募金があり、昨年度は6,235円になった。

3 研究の成果と課題

(1) 成果

- ア 子供の教育活動には、毎年「チームらんざん」の130名ほどの支援がある。子供と関わりながらわくわくを共有する。子供の心を育てる営みとなり、人権感覚を育成することができていた。
- イ 育てたい子供像を家庭や地域、関係機関、民間企業と共有し活動した。子供は、人との関わりの中で、大切にされていると実感した。協力者は子供の新たな発見を次への活動の手立てとした。
- ウ 友達の考えを受け入れたり、身近な人へ感謝の気持ちを伝えたりする姿が、日々の生活の中で見られるようになった。

(2) 課題

人権感覚育成のための打ち合わせをし、活動ごとに成果と課題を共有していく必要がある。

人を尊ぶ人権教育の推進

川越市立霞ヶ関中学校 中條 信裕
稲増 美紀子

1 本校の人権教育の基本的な考え

本校の「目指す生徒像」は「人を尊ぶ生徒」である。これは、自分自身だけでなく、共に中学校生活を送っている仲間や自分たちを支えてくれている家族等の「他者」も大切にしてほしいという願いが込められている。

本校の人権教育は、目新しい取組があるわけではない。大切なことは、日常生活の中で“自然と”人権教育が実践されていることだと捉えている。本校は、令和4年12月に改訂された生徒指導提要にある「発達支持的生徒指導」の考え方をベースにして、子供たち自身が中学校生活を通して「なりたい自分」に近づけるように、全教員が子供を中心に考え、子供の前向きな取組を支え導きながら、誰もが「霞中で学べて良かった」と実感できるあたたかい学校づくりを推進している。

2 本校の実態

本校は、生徒数435名、通常学級12クラス、特別支援学級4クラスを有する学校であり、保護者や地域の協力体制にも恵まれている。特に学校行事では、PTA本部や「霞ヶ関地区おやじの会」の協力を得ている。また、川越市内の中学校で唯一、埼玉育児院の生徒が通う学校として、さまざまな背景をもつ生徒に配慮しながら教育活動を進めている。生徒は学校行事に積極的で、3年生を中心に学年を超えて協力する姿が見られるほか、教職員も日頃から報告・連絡・相談を密に行い、課題の早期発見・早期対応に努めている。その結果、深刻ないじめや大きな生徒指導上の問題は見られていない。一方で、不登校や不登校傾向の生徒が多いことから、教育相談部会を充実させ、隔週で情報交換とケース会議を行いながら支援体制を整えている。

3 具体的な取組

(1) 日常的な取組

ア 「発達支持的生徒指導」をベースとした教員の生徒への関わり

(ア) 生徒の意見や考え、思いを大切に学習指導や生活支援

(イ) 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導

(ウ) 生徒会本部を中心とした生徒によるボトムアップ型の活動（あいさつ運動、朝会の企画立案）

イ 全体の場合（朝会や集会等）での呼称は「さん」で統一

ウ 全校二者相談（年3回実施） → 教員が生徒の不安や悩みを把握するための場として

エ 校内学習室の開設

(ア) 毎日、午前中に開設して職員が常駐

(イ) 不登校傾向、不適応を起こしている生徒等への柔軟な学びの保証の場

オ 生徒指導部会・教育相談部会の充実（週に1回・時間割に組み込む）

カ 性差による色での区別を行わない

(ア) 学年色を基本とした生活 1年生：赤学年、2年生：青学年、3年生：緑学年

(2) 管理職としての日々の取組

ア 教員が働きやすい環境づくり = 風通しの良い環境づくり = 同僚性の高い学校

(ア) 全職員で全生徒を見ていく「生徒の良いところ探し」の推進

※教員が空いている時間に、各学年の教室やフロアを回って、生徒の学習の様子を見て回る。

生徒のがんばり（気になること）を見つけたら、当該生徒が関係する教員と情報を共有する。

→ 生徒を多くの教員が認め、褒めるきっかけづくり。

→ いじめの早期発見や早期対応の一助。

（イ）どんなことでも気兼ねなく話し合える職員集団づくりの推進

※「活気ある職員室」の構築 ＝ 教員が集まると意見交換や情報共有が自然と出る職員室

→ 学年の枠を超えた報告・連絡・相談が当たり前。全職員でフォローしあえる関係性の構築。

→ 管理職も進んで話し合いに入り、教員と同じ目線で話ができる関係性の構築。

（３）時季や目的に応じた取組

ア 人権標語・人権作文への取組（１学期）

イ 生徒の意見や考えを大切にした校則の改訂

→ いわゆる女子生徒の「団子型の髪型」について、生徒の声として上がっていた要望を、生徒会本部の生徒が要望書としてまとめ、校長に要望書を提出した。その後、生徒指導部会での確認を経て、最終的には、５月の生徒総会で承認され、校則を改訂することとなった。

ウ ふわふわレター（昨年度・生徒会本部）

→ 生徒会本部が、いじめ撲滅の取組の一環として、学級討議で霞ヶ関中のよいところや言われてうれしい言葉を生徒から集め、朝会で発表する取組を行い、生徒自身が言語環境を整える一助となった。

エ ソーシャルスキルトレーニング → 行事の前や二者相談の前に実施

オ 命の授業 → 乳幼児とのふれあいや子育て体験・妊婦体験

カ 性感染症予防出前講座 → 埼玉医科大学 高橋 幸子 先生を講師として招いて実施

キ 非行防止教室の実施 → 弁護士を講師として招いて実施予定

ク １年生：筑波大付属坂戸高校との中高連携出前授業（題材：ヤングケアラーについて）

２年生：市立川越高等学校の生徒会本部によるオンライン進路ガイダンス

３年生：生徒が自分の将来につながるテーマ（首都圏の文化等）を考え、そのテーマについて個人で実地調査を行い研究する。探究する力や問題解決能力を養う。

ケ 人権感覚育成プログラムを活用した授業 → 人権月間に全学年で実施

コ 家庭教育学級の中で「人を尊ぶ生徒の育成」について、校長が講師となって実施

４ 成果と課題

（１）成果

ア 目新しい取り組みがあるわけではないが、日常の生活の中で人権に係る取組を実践していることを確認することができた。

イ 人権感覚プログラムを活用した授業を取り入れることで生徒が互いを大切にする心が育った。生徒同士の活発な話合いが見られ、自分自身だけでなく、他者を大切にしていこうという意識や姿勢が感じられた。

ウ 校則の改訂に向けて、どうすれば実現するか、生徒が主体となって意見を出し合い提案していくことで、自分のことだけでなく、みんなが過ごしやすい学校づくりを考える機会となった。

（２）課題

今後の課題は、現在取り組んでいる人権教育を、教員や生徒が変わっても継続できる「持続可能な取組」として定着させ、霞ヶ関中学校の「当たり前」として、さらに高めていくことである。

正しい歴史認識から現代の差別を自分事として捉える主体的学びの構築

埼玉県立所沢高等学校 神谷 一彦

1 本校の人権教育の基本的な考え

本校は伝統的に「自主自立」を旨とし、生徒が自ら課題を見つけ、主体的に解決する校風を持つ。また、「十人十色」のモットーが示す通り、互いの多様な個性を尊重し合う風土が根付いている。こうした校風を背景に、本校の生徒はもともと人権問題に対する感度が高く、単なる知識の習得に留まらない深い洞察を示す傾向にある。

本校の人権教育の基盤は、「知らないまま判断することが、差別につながる」という認識の共有である。同和問題を過去の歴史の中に埋没させるのではなく、現代社会において形を変えて再生産される人権課題として捉え直すことを目標とする。特に、令和4年7月に制定・施行された「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を重んじ、県が「部落差別は許されない」と宣言している背景を正しく理解し、自らの意識に潜む偏見を「自主自立」の精神で検証していく姿勢を重視している。

2 具体的な取組

年間を通じた計画的な指導により、学びを単発で終わらせず、多角的に深化させる3段階のステップを構築した。

(1) 共通理解づくり(導入): 令和8年3月4日(水)実施

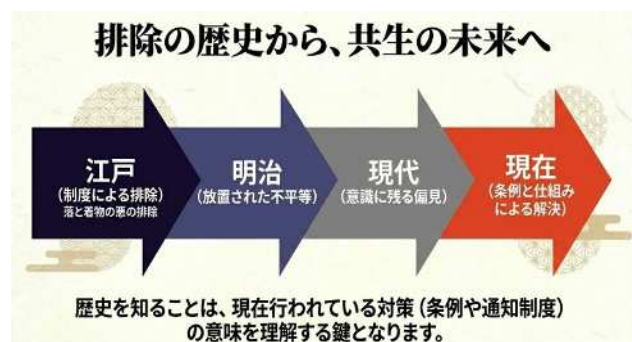
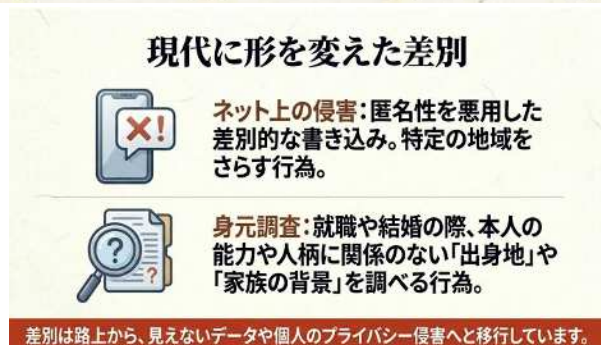
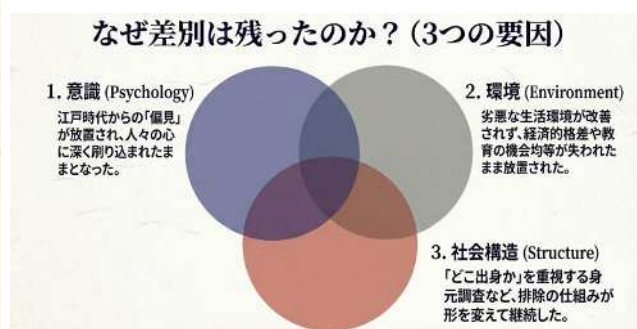
1・2学年の全生徒を対象に、同和問題の基礎知識を共有するオンライン授業を実施した。

ア 歴史的経緯の解明: 江戸時代の身分差別が、単なる好悪の感情ではなく、社会支配のために「制度として人間を差別する仕組み」であったことを詳述した。

イ 特定の職業や居住地に限定・隔離された歴史が、現代の「社会的排除」の構造を生んでいることを提示した。

ウ 近代・現代の課題: 1871年の「解放令」後も、心理的偏見や生活環境の格差が放置されたことが実質的な差別を継続させた背景を解説した。

エ 埼玉県の施策: 最新の動向として、埼玉県条例や、不当な身元調査を防ぐ「事前登録型本人通知制度」を導入し、生徒の生活圏における課題として提示した。



（２）教科と結びつけた深化：令和８年４～５月実施

共通の土台の上に、教科の専門的な視点を加味した学習を展開した。

「公共」：「法の下での平等」という理念と、「権利」と「責任」の関係について考察。

※人権感覚育成プログラム（社会の海へ漕ぎ出す君へ ～「権利」と「責任」の関係は？～）の一部を活用し、２学年全クラスで実施。

（３）リアルな声に触れる体験（人権講演会）：令和８年６月１０日（水）３・４限実施

「同和問題から人権を考える」—私と同和問題— 所沢人権擁護委員協議会委員 高橋 光幸氏

人権意識（特に同和問題）に対する意識をよりリアルなものにするために、外部講師を招いた人権講演会を開催した。講師の高橋氏からは、同和問題（部落差別）の歴史から狭山事件までを、同和教育の実践者としての経験を交えてお話いただき、現在の人権課題の中に同和問題がどのように位置づけられているかを解説していただいた。また、人の心の中には「ステレオタイプと偏見」、「ねたみ意識」があること、『誰か』のことではなく、自分の問題として生き方に反映させていかなければならないと、ご自身の自己開示をされながら語っていただいた。心に響く内容であった。

生徒の感想からは、同和問題を「過去の歴史的な出来事」や「他人事」とする従来の認識が払拭され、現在進行形の「自分事」として捉え直されたことが鮮明に読み取れた。特に、問題に触れず放置する「自然消滅」という考えが、かえって差別を助長し解決を遠ざけるという構造的な理解は、多くの生徒に強い衝撃と納得感を与えたようである。さらに、「understand」という言葉を「相手と同じ立場に立つ」と解釈するアプローチが深く浸透し、レッテルではなくその人自身の内面を見る大切さを学んだという声が数多くみられた。

３ 成果と課題

（１）成果：人権意識の向上と「自主自立」の変容

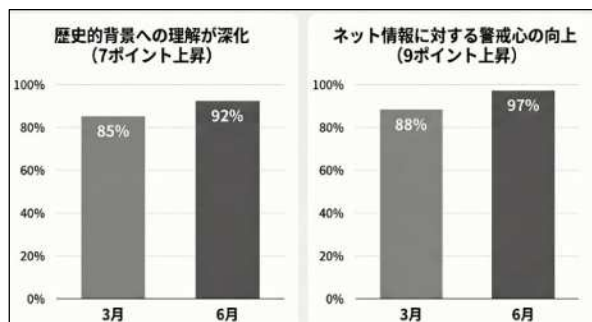
同和問題を「歴史的背景の理解」と「現代的課題への接続」の両面から捉え直すことを目的としていたが、事後アンケートの結果、以下の効果が確認された。第一に、知識の平準化と深化である。当初「ほとんど知らない」層が８０％を超えた１年生を含め、全学年で歴史的認識が深まったと言える。特に、差別を単なる感情論ではなく「構造的な問題」として論理的に把握した生徒は９０％以上に達した。第二に、情報リテラシーの向上である。インターネット上の情報を「差別を広げる武器」と再定義し、情報の真偽を確かめる「注意深い閲覧」への強い意志が全学年で顕著に見られた。総じて、情緒的な訴えを超えた社会構造の分析に基づくアプローチが、生徒の「自分事」としての意識変容と行動意欲を促したと言える。

歴史的背景の理解：

３月の約８５％から、６月には９２％へと上昇し、知識の定着と平準化が進んだことを示している。

ネット情報の注意意欲：

３月の約８８％から、６月には９７％とほぼ全ての生徒が注意深い閲覧を志向するようになり、情報リテラシーへの意識が極めて高く変容したことを裏付けている。



（２）課題：自らの生き方を問い、行動の変容へ

今後はこの意識変容を具体的な行動へと定着させるための継続的なアプローチが必要で、生徒と教員がいかに日常生活の実践に繋げるか、自分の生き方と向き合いながら、差別を止める側として行動できるように人権教育を推進していきたい。

所沢市の人権教育に関する取組について

所沢市企画総務課人権推進室 吉川 友梨香
所沢市教育委員会社会教育課 平 博行

1 はじめに

所沢市は、首都圏から30km圏内にあり、埼玉県南西部に位置する面積72平方キロメートルの都市である。昭和25年に市制がスタートし、令和7年に市制75周年を迎えた。日本初の飛行場が開設された「日本の航空発祥の地」であるほか、プロ野球チーム「埼玉西武ライオンズ」とプロバスケットボールチーム「埼玉ブロンコス」の本拠地である。

2 所沢市の人権教育の概要

所沢市では、令和元年度より第6次所沢市総合計画がスタートし、後期基本計画の中で、「人権を尊重した社会づくり」及び「人権教育の推進」を基本方針に掲げ、差別や偏見の解消のため、人権啓発研修の充実を図っている。

また、所沢市教育委員会では、第3次所沢市教育振興基本計画の中で、学校教育及び社会教育において人権教育の推進を掲げ、研修や講座等の開催を通して、学習機会の充実に取り組んでいる。

3 同和問題等に関する具体的な取組

(1) 人権啓発研修

所沢市では、毎年、市内企業及び、階層別の職員等を対象として、人権課題をテーマとした研修会を実施している。その際、研修テーマに関わらず、「部落差別解消推進法」「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されたこと、部落差別が現存していること、部落差別のない社会の実現に向けた施策の推進が市町村の責務として位置づけられていることなど、同和問題の現状について、参加者に周知・啓発を行っている。

令和6年度からの新たな取組として、「同和問題」をテーマとした映画上映会を開催し、一般市民が参加できるものとして、広く参加者を募って実施している。

年度	市内企業及び、階層別の職員	テーマ・内容
令和6年度	管理職昇格者	同和問題（映画「破戒」上映会）
	主査級昇格者	ユニバーサルデザイン
	新規採用職員	・障害福祉の視点から心をつなげるコミュニケーション ・アンコンシャスバイアス
令和7年度	管理職昇格者	同和問題（映画「ある精肉店のはなし」上映会）
	主査級昇格者	障害福祉の視点から心をつなげるコミュニケーション
	主任級昇格者	ダイバーシティ&インクルージョン
	新規採用職員	・ユニバーサルデザイン ・アンコンシャスバイアス

【映画上映会参加者の感想】

- ・部落民といわれてきた人の深い苦しみや悲しみがとてもよく伝わってきた。
- ・全ての人が平等あることを強く願いたい。
- ・差別しない生き方をしたい。
- ・様々な差別や人権について考えさせられた。
- ・色々な角度からの人権問題を、知識としてというより、体感したという印象。

（２）人権教育事業

所沢市教育委員会では、「差別や偏見のない明るい地域社会づくり」を目指し、所沢市人権教育推進協議会との連携により人権教育の推進に努めている。主な取組として、各種講座や研修会を実施し、また、学校関係者や社会教育関係団体が研修として利用できるよう「人権啓発ライブラリー（貸出用DVDリスト）」を作成、配布している。

【所沢市人権教育推進協議会】

市内小中学校長、人権教育主任等の学校関係者、人権擁護委員、民生委員、社会教育委員等の社会教育関係者、一般行政関係者によって組織されている。

①生涯を通じた人権教育の推進 ②学校・家庭・地域の連携による人権文化の構築 ③生き方に結びつく人権教育の推進 を事業の推進方針に掲げ、参加者の資質向上と人権意識の高揚を図り、人権問題の認識を深めるための事業を実施している。

講座・研修会	対象者	テーマ・内容
家庭教育学級 人権教育合同講座	市内小中学生の保護者、 家庭教育学級生（市内小学校区、 中学校区の合計４７学級）等	知られざる教科書づくりの世界 ～ユニバーサルデザインが教育を変える？～
人権教育 指導者養成講座	一般市民、所沢市人権教育推進協 議会委員等	同和問題 （映画「ある精肉店のはなし」上映会） ※所沢市・所沢市教育委員会共催
人権教育 ブロック別研修会		・当事者の視点から「生きづらさ」を考え る ～不登校・ひきこもり～（講演会） ・人権啓発DVD『今そこにいる人と、し っかり出会う 一同和問題ー』上映

（令和７年度実績）

４ 成果と課題

年間を通して様々な事業を実施し、多くの方に参加してもらうことができた。特に、映画上映会は令和６年度からの新たな取組であったが、映画上映は参加者のハードルが低く、テーマに対して興味を持ちやすいため、人権をより身近に捉えることができ、同和問題についての関心を高める効果があった。一方、人権教育事業の講座や研修は、日頃から人権に関わる業務や活動をしている方の参加が多いため、もっと幅広い方に参加していただき、人権問題について理解を深めていただけるよう検討していく必要がある。引き続き、各種事業を通じ人権教育・啓発の推進を図っていく。

嵐山町における高齢者の人権について

嵐山町教育委員会生涯学習課 谷地 幸祐

1 はじめに

「自然と歴史のまち嵐山」

嵐山町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、都心より60km圏にある。比企丘陵の中枢部を占めて、山あり溪谷あり、平地ありと変化に富んだ自然の宝庫で、国蝶オオムラサキが生息する地としても有名である。また、木曾義仲や畠山重忠など平安末期から鎌倉時代にかけて日本史に名をとどめた坂東武者ゆかりの地となっている。

2 嵐山町の人権教育の概要

嵐山町の人口動態

我が国は世界で最も高齢化の進んだ国である。

総人口に占める65歳以上の割合が1994年に14%に達し、2025年には29%を超え、「超高齢社会」となった。嵐山町でも平成18年19,368人から令和7年17,328人となり、20年で約2,000人の人口が減少し、65歳以上の割合が35%を超えた。

3 具体的な取組

(1) 人権尊重都市宣言

人間は、だれでも自由と平等を願い、健康で豊かな生活を求めている。

この願いを実現するためには、あらゆる差別を撤廃し、全ての人々の人権が尊重されることが必要不可欠である。

今こそ私たちは、民主主義と基本的人権を保障した憲法を一人一人が理解し、日常の生活に生かす努力を全町民の目標とし、明るく住みよい嵐山町を実現しなければならない。

よって、人権尊重の精神を全町民の意思として築き上げるため、ここに嵐山町を人権尊重都市とすることを宣言する。

平成6年3月22日 町議会決議（抜粋）

(2) 高齢者の人権

高齢者の人権とは、年齢に関わらず、すべての高齢者が尊厳を持って自立し、自分らしい人生を全うする権利であり、以下の要素が「高齢者の人権」として重視されている。

ア 尊厳と自立の確保

人としての誇りを持ち、尊厳ある人生を送れること。

イ 安心して暮らせる社会づくり

高齢者が地域社会の一員として尊厳が守られる環境を地域ぐるみで作り上げること。

ウ 高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度の活用や地域包括支援センターを通じたサポートなど、権利が侵害されないよう積極的な支援を行うこと。

エ コミュニティーサロンむさし嵐丸庵

地域の方が気軽に集まれる場所「居場所づくり」として令和4年に開設。活躍の場は空き家を利用し、壁面に町内の私立大妻中学・高等学校の生徒による町公式マスコットを描いてもらった。ボランティア(65歳以上)が利用者の声を基に、麻雀会や編み物教室、バルーン教室等を運営・企画している。開設中は自由に参加することができ、多世代が集まる場となっている。

オ 嵐カフェ

認知症の方やその家族を支援するための活動をしている団体「チームオレンジ」が主体となり、月に1度認知症カフェを開催し運営している。誰でも自由に参加することができ、お茶を飲みながら気軽に情報交換やレクリエーション等を楽しむことができる集いの場である。

カ ぷらっと嵐トレ等自主活動

地域の方が身近な場所で集まり、「ぷらっと嵐トレ養成講座」を受講した方を中心に誰でも続けられる筋力アップ体操を実施。体操が終わった後は、茶話会やレクリエーション等のサロンになっている。住民が主体となって取り組んでおり、自主活動グループは12か所で活動中である。毎年1回専門職(理学療法士、管理栄養士等)による支援を実施している。

キ おたすけサービス

ゴミ出しや草むしりなど住民の困りごとを地域が支え合い手助けする事業。社会福祉協議会が窓口となり、時間単位で利用者は利用券を購入し、支援側は利用券を受け取る。利用者は65歳以上の高齢者を対象としているが、支援者も65歳以上の方が多い。

4 成果と課題

(1) 地域で支えるまちづくり

嵐山町では、高齢者福祉計画において「健康で互いに支えあう生き活きとしたまちづくり」を推進している。「高齢＝支援を受ける側」だけではなく、支援する側として活躍できる場を町としてサポートしている。

(2) 高齢者差別をなくすために

ア 意識の変革

- (ア)「高齢者＝弱者」という固定観念を捨てる。
- (イ)「高齢者＝支援される人」というレッテルを貼らない。
- (ウ)年齢に関わらず、個性を尊重する。
- (エ)加齢に伴う身体的・精神的な変化を理解する。

イ 日常のコミュニケーション

- (ア)思いやりと敬意を持って接する。
- (イ)認知症に関する知識を深める。

高齢化率の上昇により、介護需要が増える一方、支える人が今以上必要となり、専門職の不足やサービス利用が増えることで保険料の増加も見込まれる。今後は高齢者が安心して暮らし続けられる地域(地域包括ケアシステムの構築)を作ることが重要であり、「自助・互助・共助・公助の取組」を今まで以上に推進していく。

体験を通して学ぶ障害のある人の理解

吉見町立東第二小学校 伊藤 一美

1 本校の人権教育の基本的な考え

本校では、児童の人権意識を高め、身近な差別をなくしていくために、人権について正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする児童を育成することを重点目標としている。教育活動全体を通して進める人権教育では、体験活動を通して思いやりのある豊かな心と実践的な態度を育てること、人権課題（障害のある人）への取組としては、障害のある人と交流する機会を通じて、誰もが住みやすい社会づくりについて理解することをめあてとしている。学年別目標は、低学年「友だちとなかよくし、だれとでもきょうりょくできる子」中学年「一人ひとりの友だちを大切にし、相手の立場に立って考える子」高学年「差別や偏見を持つことなく、公平に接し、自他の人権を尊重する子」としている。地域との連携においては、関係機関に、学校教育への理解と協力を得て、学校・家庭・地域における望ましい人間関係の育成を目指している。

2 具体的な取組

（1）人権感覚を育てる取組

ア 「とうにの日」の取組

親子のふれあいを目的として、毎月1回「とうにの日」の取組を実施している。人権教育との関連では、「ふわふわ言葉を見つけよう」「友達標語を作ろう」等のテーマで、家庭で友達との関わりや人権について話し合う機会を設けている。

イ 生活目標の位置付け

全校の取組として、4月は「おたがいを認め合おう」、11月は「友だちと仲よくしよう」を生活目標として設定している。帰りの会で、友達の頑張りや思いやりのある行動を認め合う時間を設け、自分や相手のよさ（個性）に気づき、互いを大切にしよう関係作りを行っている。

ウ 「健康の日」の取組

月1回、健康について考える取組を行っている。中でも「心の健康」や「大切な自分の体」等、自分の体と心、周りの人の体と心を大切に考えることは、自分の権利を守り、相手の権利も尊重する意識を育むことにつながっている。

エ 人権感覚育成プログラムの実施

令和7年度 実施例

学校教育編 権利と責任 8-②

「新しい大陸に向けた航海～何を船から投げ捨てますか？～」

学級活動として、グループでの話し合いの様子を保護者に公開した。相手の気持ちを尊重しながら、自分の考えも適切に伝え、互いの権利を認め合うことをねらいとして実施した。

（2）総合的な学習の時間における福祉体験学習（第4学年）

「障害のある人の理解」吉見町社会福祉協議会の協力により、当事者の方、パラスポーツ指導者の方をゲストティーチャーに迎え、体験学習を実施した。

ア ふくしってなあに？

自分の幸せ、家族や周りの人の幸せ、障害について考える。みんなが笑顔になれる町とはどんな町か話し合う。

イ 視覚障害（盲導犬）の理解

生活の工夫、盲導犬との暮らし、白杖についての学習を行う。また、アイマスク体験をして、目が見えない人がどのように過ごしているか考える。

ウ 身体障害（車いす）の理解

車いすユーザーの方の日常生活やユニバーサルデザインについて学ぶ。また、車いすや自具の体験を通して、誰もが暮らしやすい環境について考える。

エ 聴覚障害の理解

当事者の方の日常生活の工夫や、普段使っている道具について学ぶ。また、簡単な手話でのあいさつと自己紹介の仕方を覚え、手話を使ったコミュニケーションの体験を行う。

オ パラスポーツの学習

パラスポーツの特徴や種類、参加しやすくするためのルールや道具について学ぶ。また、ボッチャとゴールボールの体験を行い、理解をさらに深める。

(3) 児童による探究的な学習

ア 一人一人の興味・関心に基づいたテーマ設定

児童のテーマ例

「手話ダンス」「パラスポーツ（野球・サッカー）」「お店や施設の工夫」

体験学習を通して、さらに知りたいと思ったことをテーマに設定し、調べ学習を行った。

イ プレゼンテーション資料の作成と発表

調べたことをスライドにまとめ、授業参観で保護者に発表した。パラスポーツについてのクイズ、覚えた手話の披露、施設の工夫を写真や音声で分かりやすく示す等、それぞれの児童が学習の成果を発表できた。

ウ こんな吉見町になったらいいな

障害の有無に関わらず、誰もが助け合い、幸せに暮らすための権利があることを再確認し、どんな吉見町になったらいいか、今の自分に何ができるか考える活動を学習のまとめとした。

3 成果と課題

(1) 成果

ア 障害のある方への理解

体験学習を通して、児童は障害のある人が日常生活でどのような場面に困りやすいか、またどのような工夫や支援があれば過ごしやすくなるかを具体的に理解できた。特に、生活の中での困難さは、本人の特性だけでなく、周囲の環境や配慮の在り方とも関係していることに気付き、障害を「大変なこと」として捉えるのではなく、社会との関係の中で考えようとする視点が育った。また、誰もが等しく尊重されるべき存在であるという人権の基本的価値を体感的に学ぶことができた。

イ 児童の意識の変容

体験後の振り返りでは、児童の中に「どうすれば一緒に活動しやすくなるか」を自ら考えようとする姿勢が生まれた。「助けてあげる」という関わりではなく、相手の気持ちを想像し、必要な配慮を考える態度が育っている。また、困っている人に気づいたときに声をかけたり行動したりすることが、人権を守る行動であるという理解が深まり、日常生活の中で自分の言動を見直そうとする様子が見られた。これらの変容は、児童が人権の主体として成長していることを示す重要な成果である。

(2) 課題

ア 障害の多様性についての理解

体験学習では、児童に分かりやすい形で体験をさせているが、それだけでは障害を一括りにした固定的なイメージを持ってしまうことも考えられる。障害がある人の生活の中での工夫や困りごとは、その人によって異なる。また、外見からは分かりにくい障害もあることの学習は不十分であるため、今後どのように伝えていくかが課題である。

イ 継続した学習の機会

本校では、障害のある人の理解についての体験学習は、4年生のみ行っており、単発的な学習になりがちである。日常生活における人権についての学びは、一度の体験で完結するものではなく、事前・事後の学習や学校生活の中で繰り返し考え続けることが必要である。さらには、中学校との連携を図り、小学校段階で学んだことを中学校でさらに発展させる指導計画を考える等、縦のつながりを意識した人権教育の継続が必要である。

児童一人ひとりが生まれてよかったと実感し未来に力強く生きるために ～自分とまわりの人を大切にしよう～

富士見市立勝瀬小学校 小林 彩乃

1 本校の人権教育の基本的な考え

○目指す児童像

- ・知識を身につけ、正しい判断に立ち、行動できる子
- ・相手の立場に立ってものを考え、認め合い助け合うことのできる子
- ・差別をなくす実践力のある子

重点① 包括的セクシュアリティ教育について

生殖や性交についてだけではなく、人間関係を含む幅広い内容（性的同意、性の多様性、ジェンダー平等、コミュニケーションなど）を体系的に学ぶ教育のこと。

重点② 学校での多様性について

家庭で日本語を話さない子、不登校（傾向）、様々な家庭の形、発達上の課題、性別等ジェンダーについての対応

2 具体的な取組

- (1) 各教科授業の年間計画の確認
- (2) 毎月の取り組み
 - ア あのねカード
 - イ 毎月の生活目標の自己決定（かつせタイム）
 - ウ 校長講話
 - エ 月に2回程度、朝の時間のぽかぽかタイム



- (3) 行事ごとの取組
宝物ファイル
- (4) 人権週間（人権月間）
人権週間⇒各学期にテーマを設け、1週間ずつ実施。

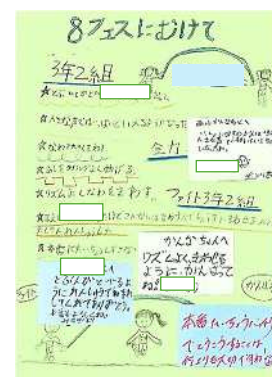
【1学期】 仲間、友達

【2学期】 性の多様性、文化の違い

【3学期】 福祉、能動的感謝

- (5) いのちの安全教育とジェンダーについての授業

①いのちの安全教育



学年	テーマ	教材・内容
1	知ろう！守ろう！心と体～プライベートパーツ～	プライベートパーツをもとに、自分も相手も大切にするにはどうしたらいいか考えさせる。
2	ここちよいふれあいとここちよくないふれあい	・『はじめにきいてね、こちょこちょモンキー！』という絵本を用いて、心と体を守る「同意」「やめて」のスキルを習得させる。 ・動育を通して、ふれあいの心地よさを感じさせる。
3	子どもの権利条約	「子どもの権利条約」4つの柱、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利について調べ、共有する。
4	うまれてくるわたし～生命の誕生～	保健での「初経」「精通」の指導を踏まえ、命の誕生の仕組みや、命にこめられた思い、その大切さを指導する。また、『ぼくのはなし』と歌山静子（著）という絵本を用いて妊娠のしくみについても触れる。
5	「すき」って何だろう	「すき」の違いがあるからこそ行動の変化することに気付き、パートナーと良好な関係を築くために、「今」できることは何かを考えさせる。

ヤングケアラー支援の取組について

入間市教育委員会社会教育課 浅見 信治

1 はじめに

本市は、埼玉県西南部に位置し、都心から40km圏にあり、狭山茶の主産地である。「香り豊かな緑の文化都市」を掲げ、首都圏にあって変化に富んだ自然と、それに育まれた伝統文化と新しい文化の融合によるコミュニティが年々広がっているのが本市の特色である。また、日本初となるヤングケアラーに特化した支援条例を施行し、市の責務及び保護者、学校、地域住民等、関係機関の役割を明らかにし、社会全体で子どもを支える環境づくりを目指している。

2 入間市のヤングケアラー支援について

(1) 入間市ヤングケアラー支援条例（令和4年7月1日施行）

入間市では、ヤングケアラーを「本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を無償で提供する18歳未満の者」と定義し、ヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長および自立が図られるよう、ヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援していくために、ヤングケアラー支援条例を制定した。



(2) 主な支援施策

ア ヤングケアラーヘルパー派遣事業

市内に住むヤングケアラーがいる家庭に、週2回・1回2時間以内でヘルパーを派遣。

イ ヤングケアラー・コーディネーターの配置

専属のコーディネーターを中心に、市役所の関係部署、学校、地域住民、関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築。

3 社会教育課の具体的な取組

(1) 人権啓発講座

ア ヤングケアラー（令和5年9月26日 藤沢公民館）

- ・演 題 「あなたができること あなただからできること」
- ・講 師 入間市こども支援課職員
- ・内 容 入間市ヤングケアラーの実態調査結果、入間市ヤングケアラー支援条例
ヤングケアラーとは、グループワークによる事例検討
- ・参加者 19名（教育委員・人権教育推進協議会委員・人権擁護委員・PTA・一般）

【参加者の感想】

- ・テレビで見聞きするくらいだったヤングケアラーの実態を知ることができて良かったです。ヤングケアラーと一般家庭のお手伝いとの線引きが難しいのも事実かなと思いました。
- ・ヤングケアラーだと本人が認知する必要があると感じました。認知するのは難しいとは思いますが、学校からの情報・学び、気軽に相談できる場があると、気づくことができると思いました。

イ ケアラー（令和6年12月11日 宮寺公民館）

- ・演 題 「ケアラーって何？」
- ・講 師 株式会社クリアソ 代表取締役、東京福祉専門学校講師 吉田 澄枝 氏
- ・内 容 ケアラー・ヤングケアラーとは
ケアラーやヤングケアラーの問題
支援の視点、私たちにできること
- ・参加者 11名（教育委員・人権擁護委員・区長会・
PTA・一般）



【参加者の感想】

- ・ヤングケアラーという立場にあると思っても、サポート介入のきっかけには、まだまだハードルが高いと思います。学校や友人等を通し、信頼関係を築いていくことが大事だと思いました。
- ・自分も親の介護をしており、ケアラーに対しても様々な支援があることを学び、大変参考になりました。

（2）夏休み人権映画会

（令和5年8月 8日 西武公民館、令和6年8月20日 東町公民館、
令和7年7月29日 東藤沢公民館）

- ・作品名 「夕焼け ～ケアラー誰もが人権尊重される社会を～」（35分）
- ・内 容 幼い弟の世話や家事に追われ生活にしんどさを感じつつも、「家族のことは家族でするのが当たり前」という思い込みから、気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラー。しかし、元ケアラーとの交流によって、自分の状況や本当の気持ちについて見つめ直し、将来に向き合うための一歩を踏み出す。
- ・参加者 41名（人権教育推進協議会委員・人権擁護委員・PTA・小学生・一般）

【参加者の感想】

- ・事例、講演でやるのもよいが、目で見るということはよりわかりやすい。助けてといえる居場所があるとよい。ヤングケアラーは、家事や介護などで学習が思うようにいかないということがわかった。
- ・子どもは背負っているものをうまく伝えられない。良い先生に出会えて良かった。皆が助け合うことの大切さがよくわかりました。
- ・入間市でも条例ができているとのことですが、とても身につまされました。何か役に立ちたいと思いました。



4 成果と課題

（1）成果

「具体的な取組」の事業実施後のアンケートでは、「内容が良い」「理解できた」など肯定的な評価が多く、感想からもヤングケアラーについての正しい知識を理解することができた。また、「夕焼け」はわかりやすく、ヤングケアラーの理解に役立った。

（2）課題

ヤングケアラーという言葉の認知度は徐々に広まってきているが、ヤングケアラーと家庭のお手伝いとのちがい、どのように関わればよいのかなど難しい問題が多い。まずは、困っている子どもが周りにいることに気づくことを第一歩として、ヤングケアラーの周知をさらに進めていきたい。